平成２６年（フ）第５９８号
仙台市太白区長町２丁目12番40号　高染Ｘ館葵、従前の住所仙台市太白区長町５丁目２番25号　ベラカーサ11
債務者　植村ヒロ子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４１号
宮城県黒川郡大和町落合松坂字斉ノ前24番地
債務者　石垣　信夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
山形県北村山郡大石田町大字大石田乙517番地１
債務者　三浦恵梨香
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５５号
山形県天童市鎌田１丁目７番８―302号　フリーデンハイム
債務者　安保　蓉子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
山形市東青田２丁目17番６号　きのすけコーポラス103号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2726番地19
債務者　鈴木　徳彦
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６１号
山形市東青田２丁目17番６号　きのすけコーポラス103号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2726番地19
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２０号
茨城県笠間市東平１丁目６番９号　安達住宅６号
債務者　綿引　勝彦
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３６号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―１棟１Ｆ３号
債務者　山田　弘造
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３７号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―１棟１Ｆ３号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
茨城県那珂郡東海村大字須和間1213番地28
債務者　飛田　　健
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４９号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目21番５―202号　県営東石川アパート
債務者　脇坂ひろみ
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３６１号
茨城県那珂市杉750番地２
債務者　千葉香奈子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４４３号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番13―503号
債務者　君島　哲郎
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５４号
埼玉県越谷市大字袋山1575番地10
債務者　荒井　資明
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
埼玉県草加市苗塚町42番地54
債務者　中河　英敏
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
埼玉県吉川市木売２丁目14番地19　ロマーヌ吉川第一303号
債務者　小島　正子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係